

# 北方町一般不妊治療費助成について

## 1. 対象となる治療

- ・不妊治療のうち、保険外診療である人工授精治療
  - (1) 事前検査として実施する精子の細菌学検査費用及びH I V等の感染症検査費用
  - (2) 採精費（事前採取も含む。）
  - (3) 精子の事前採取から人工授精当日までの凍結保存料（人工授精当日に採精することが出来ない場合に限る。）
  - (4) 精子の濃縮、洗浄等に要する費用
  - (5) 排卵誘発のためのH C G注射に要する費用
  - (6) 精子を子宮内に注入するために要する費用
  - (7) 人工授精後、感染予防のために服用する抗生剤等に係る費用
- ・産婦人科、泌尿器科等を標榜する保険医療機関で受けた人工授精に要する費用のうち、3月分から翌年2月分までの診療分を治療終了年度内（3月末）までに申請しないと助成対象とはなりません。
- ・次の治療方法・内容は助成の対象とはなりません。  
〔夫婦以外の第三者からの精子・卵子・胚の提供によるもの、代理母、保険診療及び保険外診療を組み合わせて行う混合診療の場合、文書料、個室料など〕

## 2. 助成内容

- ・3月から翌年2月までの診療分あたり、本人負担額の1/2（千円未満切り捨て）を上限5万円まで助成します。助成期間は、継続する2年間で、他の市町村が行った助成についても期間に含まれます。

## 3. 対象者

- ・開始時点において夫婦（事実婚含む）であり、治療期間及び申請日のいずれにおいても夫若しくは妻のいずれか一方（事実婚除く）又は両方が町内に住所を有すること。ただし、夫婦の住所が異なる場合は、他の市町村で一般不妊治療（人工授精）助成事業に係る申請を重複して行っているものを除く。
- ・夫及び妻の前年（1月から5月までの申請については前々年）の所得の合計額が730万円未満である夫婦（ただし、所得の範囲及び計算方法については、児童手当法施行令第2条及び3条の規定を準用）

## 4. 申請方法

- ・申請書に必要事項を記入し、下記の①から⑥の必要書類を添付して、北方町保健センターへ提出してください。申請書確認事項に同意され、本町で確認できる場合は、5・6は省略可。  
(☑して不備がないか確認してください。)

- 治療期間及び申請日に本町に住民票はありますか
- 3月から翌年2月分までの診療分ですか
- ① 北方町一般不妊治療（人工授精）助成金交付申請書
  - ・申請者および口座名義人は、同一者で原則、妻とする。
  - ・夫及び妻がそれぞれ自署若しくは記名押印、又は同一者が記名の場合は別々の印を押印してください。
- ② 一般不妊治療（人工授精）助成事業受診等証明書
  - ・医療機関で証明書を記入
- ③ 一般不妊治療を受けた医療機関発行の領収書
  - ・確定申告後の領収書は不可。申告予定の方は、先に助成申請を済ませてください。
  - ・領収書の合計金額と②の証明書に記載された領収金額が一致することが必要です。
- ④ 一般不妊治療（人工授精）助成金請求書
  - ・申請者と請求者は同一です。口座確認のため申請時に通帳等口座の分かるものをお持ちください。
- ⑤ 夫及び妻の住所が確認できる書類
  - ※ 北方町に住所を有していない場合は、住所地の住民票を取得し提出してください。
- ⑥ 夫及び妻の前年（1月から5月までの申請については前々年）の所得を証明する書類
  - ※ 前年（1月から5月までの申請については前々年）の1月1日現在北方町に住所を有していない場合は、前住所地発行の「町（市）県民税所得課税証明書」を取り寄せて提出してください。

## 5. お問い合わせ

北方町保健センター 北方町高屋石末1-10

(電話) 058-323-7600

(受付時間) 8時30分～17時15分 (土日祝日を除く)